

育児休業中の賞与に対する社会保険料免除

令和4年10月から、育児休業期間中における社会保険料の免除要件が改定されています。育児休業を取得され、改正後に初めて冬の賞与を支給されるという方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

賞与に関する社会保険料免除の改正は下期の例をご参照ください。

改正前

育児休業開始月の末日が育児休業中であれば免除される。

		12月支給の賞与の社会保険料は
Aさん	12/1のみ育児休業	免除されない
Bさん	12/31のみ育児休業	免除される

改正後

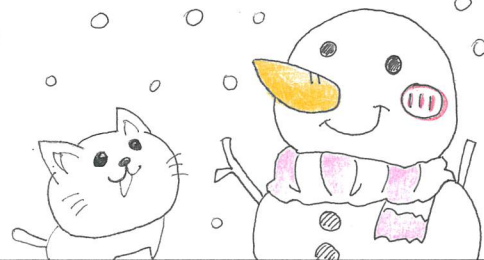
育児休業を1ヵ月超(暦日で計算)取得した場合は免除される。

		12月支給の賞与の社会保険料は
Aさん	12/31～翌年1/15まで育児休業	免除されない
Bさん	12/1～翌年1/15まで育児休業	免除される
Cさん	11/1～12/15まで育児休業	免除されない

※ Cさんは休業期間が1ヵ月を超えるので、11月に賞与が支給される場合は免除されます。

～年末年始のお知らせ～

誠に勝手ながら、12/27(火)～1/4(水)まで
年末年始休暇とさせていただきます。
何卒よろしくお願い致します。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。